

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和7年7月 23 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500031 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2500012 号

第 1　結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額を 21 万 6,000 円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 61 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成 30 年 7 月 30 日

私は、請求期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

請求者から提出された平成 30 年 1 回目明細書及び預金通帳、日本年金機構 B 年金事務所が令和 6 年 6 月 7 日の事業所調査により A 社から入手した請求者の平成 30 年賃金台帳及び請求期間の賞与明細書から、請求者は、請求期間において事業主から賞与の支払を受け、21 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出及び厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、年金事務所が保管する請求期間の賞与支払届は、事業主

から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和6年6月7日に実施された事業所調査において、請求期間の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査で入手した賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。